

軽減税率対策補助金を利用しましょう！

消費税の軽減税率制度開始と補助金期限まで残り8か月となりました。レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

軽減税率対応レジなどの導入・改修を行う場合の支援（A型）

※ 一部販売店などによる代理申請が利用可能です

▶対象 軽減税率に対応して区分経理などを行う必要がある
中小の小売事業者など

※ 旅館・ホテルなどの一部事業者も対象となります

▶補助率 原則3/4以内

※ 3万円未満のレジ購入の場合、4/5補助

▶補助上限 20万円/台

※ 商品マスタの設定が必要な場合、プラス20万円で上限40万円/台

▶完了期限 9月30日までに導入・改修・支払いを完了し、12月16日までに補助金を申請する必要があります。



受発注システムの改修などを行う場合の支援（B型）

▶対象 軽減税率制度の創設に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修などを行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者など

▶補助率 3/4以内

▶補助上限

・小売事業者などの発注システム 1,000万円

・卸売事業者などの受注システム 150万円

▶完了期限

◆B-1型 改修・入れ替えをシステムベンダーなどに発注・実施する場合（代理申請）

9月30日までに改修・入れ替え・支払いを完了することを前提に、6月28日までに交付申請を行う必要があります。完了報告書は、12月16日までに提出する必要があります。

◆B-2型 中小企業者みずから受発注システムを導入する場合（自己申請）

9月30日までに導入・改修・支払いを完了し、12月16日までに補助金を申請する必要があります。

2月からは、「区分記載請求等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書などの作成に係るシステムの開発・改修が必要な中小事業者などに対して、補助制度が拡充（C型が創設）されます。詳しい内容については、軽減税率対策補助金事務局または軽減税率対策補助金ホームページにてご確認ください。

【詳細】軽減税率対策補助金事務局 0120-398-111

軽減税率対策補助金ホームページ：<http://kzt-hojo.jp/>